



ロケ候補地登録に係る募集要項

【登録について】

- 1 ご登録いただけるのは、北本市内の物件の所有者の方、または所有者の了承を得た方に限ります。
- 2 この手続きは「登録」であり、ロケ候補地としての撮影をお約束するものではありません。
- 3 原則として、ボランティアによる施設のご提供となりますが、内容によっては使用料について制作会社と直接ご相談していただくことも可能です。

【撮影について】

- 1 制作会社から北本フィルムコミッションにロケ候補地の支援要請があった場合に、その求められた条件に応じて、北本フィルムコミッションが登録地の中から候補地を選定し、要請内容を連絡いたします。
また、緊急に受入施設を紹介しなければならない場合については、電話で連絡の取れる方を優先いたします。
- 2 撮影中は、北本フィルムコミッション事務局が立ち会う場合もございますが、必ず立ち合いをお願いいたします。
- 3 撮影したシーンが必ずしも放映されるとは限りません。
- 4 撮影における事故や契約等につきましては、制作会社と協議をしていただき、北本フィルムコミッションは、責任を負いません。
- 5 撮影スケジュールは、急遽変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

【その他】

- 1 ロケ候補地の要請を通じて知り得た撮影場所や出演俳優に関しては、撮影が中止となる危険性が高まるため、撮影前・撮影中に関わらず、SNS やブログ等により情報を発信することは厳にお控えください。
- 2 登録を解除する場合や、受入条件等の登録事項に変更が生じた場合は、北本フィルムコミッション事務局あてにお知らせください。
- 3 緊急の場合、北本フィルムコミッション事務局から直接ご連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 4 登録内容は、北本フィルムコミッション事務局が責任を持って管理いたします。